

平成30年度小野市一般会計決算における市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障施策に要する経費について

消費税率（国・地方）が、平成26年4月1日から5%から8%へ引き上げられたことに伴い、消費税込（現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確にし、社会保障財源化することとされており、地方団体においても、地方消費税込の引上げ分を全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

以上の趣旨を踏まえ、平成30年度小野市一般会計決算における社会保障施策経費へ下記のとおり活用しています。

記

1 市町村交付金（社会保障財源化分）

地方消費税率引上げに伴い県から交付を受けた額 351,438 千円

2 地方消費税の引上げ分に係る社会保障施策に要する経費への活用

市町村交付金（社会保障財源化分）351,438 千円については、

保育所保育料の軽減に 107,846 千円、

後期高齢者医療への支援に 190,195 千円、

高校3年生までの医療費無料化に 53,397 千円 を充てて、活用しました。

3 根拠法令

地方税法 第72条の116第2項